

建築物等の色彩に関する表

(第10条関係)

対象行為	項 目	行為の制限
建築物の新築、増築 改築、又は移転	屋根の色彩	建築物の外壁と調和し、かつ、下記に示す範囲内とする。
外壁の色彩	外壁の色彩	基調色は周辺と調和し、かつ、下記に示す範囲内とする。 ただし、アクセントカラーとして使用する範囲で、当該外壁各面 の見付面積の20%以下のものは除く。
外観を変更することとなる 建築物の修繕若しくは 模様替又は色彩の変更	屋根の色彩	建築物の新築、増築、改築、又は移転行為に準ずる。
	外壁の色彩	建築物の新築、増築、改築、又は移転行為に準ずる。